

5 消安第 1732 号

令和 5 年 6 月 20 日

食品安全委員会

委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

( 公 印 省 略 )

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる飼料添加物を含む飼料に係る飼料一般の製造の方法の基準を改正すること。

ムラミダーゼ



# 飼料添加物ムラミダーゼを含む飼料に係る飼料一般の製造の方法の基準の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について

## 1. 経緯

ムラミダーゼは、別名リゾチームとも呼ばれ、ムコ多糖類やムコペプチドの N-アセチルグルコサミンと N-アセチルムラミン酸の  $\beta$ -1,4 結合部を切断する加水分解酵素である。また、当該物質は生体内常在酵素で、消化管内に滞留する難溶性の細菌由来ムコ多糖類を分解し、飼料の栄養成分の有効な利用を促進することが期待される。

国内では、令和4年にブロイラー用の飼料添加物として指定されている。

海外では、米国及び EU において、豚及びブロイラー用の飼料添加物として使用されている。

今般、事業者から、当該飼料添加物の対象家畜について、豚及び鶏（ブロイラーを含むすべての鶏）用への適用拡大の要望があった。

なお、本改正については、令和4年11月29日に農業資材審議会より適当との答申を得たところである。

## 2. 改正の概要

ムラミダーゼについて、豚及び鶏（ブロイラーを含むすべての鶏）用飼料へ添加することができるよう、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の飼料一般の製造の方法の基準を改正する。なお、この改正は、各飼料添加物の成分規格等についての改正を含まない。

## 3. 今回の審議に伴い追加で提出された資料

- ・外国における指定状況等に関する資料

- ・ 効果を裏付ける野外応用試験（豚・鶏）
- ・ 対象家畜等を用いた飼養試験（豚）

なお、今回の改正で対象家畜となるブロイラー以外の鶏（採卵鶏等）に対する安全性については、ブロイラーの試験データを外挿することにより農業資材審議会で評価され、問題ないとされた。また、卵への移行や残留性については、試験データの提出はされていないが、当該飼料添加物が消化管内で反応した後、アミノ酸に分解・消化され、生体内に残留しないことを踏まえて同審議会でも評価され、問題ないとされた。

#### 4. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正の進めを進める。